

特集

地域の福祉力向上にむけて

～今こそ、地域福祉活動計画づくりに着手を！～

「地域での早期発見の仕組みづくり」、「地域包括ケア」、「地域における子育て支援」など、今日、社会福祉における様々な分野において、「地域」社会に対する期待が高まっています。地域社会への期待とは、すなわち、その地域に住む住民が、地域にあるひとつひとつの「困りごと」「気がかりなこと」を自分たちの地域全体の課題として捉え、主体性を持って解決していく力、いわゆる「地域の福祉力」に対する期待と言い換えることができます。

そこで、今月号では、今、求められる「地域の福祉力」について、その力とは、どんなものなのか、そして、その向上にどうして、極めて重要な取り組みとなる市町村社協の「地域福祉活動計画」について考えていきます。

……安心で、いきいきとした暮らしに
欠かせない！……

地域（住民）が持つべき

7つの力

最近、福祉関係の会議等でよく耳にするのが「地域の福祉力」です。これは、地域（住民）が、次に掲げる7つの力を身につけることであり、福祉における「住民自治力」ともいえます。

◆「地域の福祉力」で、求められる7つの力

- ① 地域（住民）が、地域課題を発見し、共有する力
- ② 地域（住民）が、主体的に課題を解決していく力
- ③ 地域（住民）が、制度・サービスを活用・改善・開発していく力
- ④ 地域（住民）が、行政・専門職と連携していく力
- ⑤ 地域（住民）が、制度や資源の不足について提言・提案する力
- ⑥ 地域（住民）が、「まち」の将来を描き、行動計画をつくる力
- ⑦ 地域（住民）が、自ら立てた計画に基づき「まちづくり」を実践し、ふりかえる（評価する）力

①「発見・共有する力」とは、早期発見・連絡の仕組みといえるもので、安心できる暮らしにおいて、必要不可欠な力です。②「主体的に解決する力」とは、地域での支えあい・助け合いの力です。そして、③④⑤は、地域と専門職とのネットワークの形成力、それに基づき社会資源開発、ソーシャルアクションを行っていく力です。

地域（住民）が、①から⑤までの力を備え、さらに⑥⑦のような

住民自らの行動計画づくりに取り組んでいくなかで、「地域の福祉力」は、着実に高まっていきます。そして、今後、誰もが、安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、この「地域の福祉力」の向上が、地域福祉の推進の、極めて重要なポイントになるといえます。

「地域の福祉力」と

市町村社協

市町村社協は、社会福祉法において地域福祉の推進組織として位置づけられており、「住民主体」の原則（下図参照）を旨に、地域の生活・福祉課題を発掘・共有化し、その課題解決を住民と共に図っていく、福祉のまちづくり組織といえます。

そして市町村社協には、地域福祉の推進に欠かせない「住民参画」の意味で「地域の福祉力」を高めていくことは、まさに市町村社協の使命であり、組織の基本活動そのものであるといえます。

「地域の福祉力」の向上

「地域福祉活動計画」の策定

「地域福祉活動計画」とは、市町村社協の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う多様なボランティア・NPO団体や各種の専門職が集い、相互協力して策定する民間の行動計画です。

「地域の福祉力」と市町村社協

「住民主体」で、「地域の福祉力」を高めるのが市町村社協の役割です。



計画づくりの3つのゴール

計画づくりにおける多様な住民参画のプロセス

「地域福祉活動計画」には、次の3つの目標（ゴール）があります。

① **タスクゴール**：「タスク」とは、「課せられた仕事」を意味します。着実に地域福祉を推進できる具体的な達成目標を設定し、実施することが計画には必要です。

② **プロセスゴール**：計画を策定するなかで、できるだけ多くの住民・関係者の意見を集約し、福祉のまちづくりに向けた参画を促していく過程が重要です。つまり、計画が、「いかにできたか」ではなく、「いかに作り上げてきたか」、まさにその「プロセス」が問われます。

③ **リレーションシップゴール**：計画を策定するなかで、計画に関わる人達が福祉への理解、相互の信頼関係（リレーションシップ）を深めることも計画の目標です。

タスクゴールを目指すのは当然のことですが、さらにプロセスゴール、リレーションシップゴールを実践してこそ、計画策定の意義があるといえます。

計画づくりにおける多様な住民参画のプロセス

「地域福祉活動計画」は、住民の住み慣れた地域での生活・福祉課題・ニーズを基本に策定されるものです。その把握については、多様な住民参画のプロセスを意識しながら、重層的に行っていくことが重要です。

そして、次に掲げる住民参画によるニーズ把握の手法を実情に応じて実施し、地域の福祉課題の発見・共有の場を設定することが、計画を「絵に描いた餅」としないための重要なポイントになります。

◆住民参画の手法の紹介

アンケート	・多数対象の意識調査が可能。PR効果も期待できる。 ・自由回答欄で切実な声、ニーズがキャッチできる。
街頭アンケート	・普段社協とかかわりの無い住民の声が聞ける。 ・社協のPRとしても有効。 ・行き先や対象を絞っての実施も可能。
各種団体ヒアリング	・各種団体が抱える課題等がヒアリングできる。 ・関係の希薄だった団体への「きっかけづくり」
地区住民福祉座談会	・地域住民個々の「生活ニーズ」が把握できる。 ・次の活動につながる人材発掘の機会でもある。
住民モニター	・モニターの視点で住民からニーズ把握を行う。 ・住民の立場で具体的な提案をもらう。
ワークショップ	・テーマに基づきグループでの協議等を通じ、ニーズ把握や解決方法の検討を行う。 ・地域課題や今後の展望など合意形成の場ともなる。

「地域の福祉力」を高める
具体的な住民参画の手法

住民福祉座談会

—暮らしの見える圏域での住民参画—

同じ生活圏域に暮らす住民同士が地域の将来像や夢を語り合い、地域の生活・福祉課題に気づき、共有化を図る場が「住民福祉座談会」です。住民の福祉意識を高め、よりよい地域づくりに向けた積極的な参画を呼びかけるのに大変有効な場です。活動計画策定時には、住民一人ひとりの暮らしの困りごとを受け止めるニーズ把握の場として、また計画づくりの意義や必要性の啓発、合意形成の場としても効果的であり、積極的な住民参画が期待されます。

福祉の集い・団体ヒアリング

—福祉課題をテーマとした住民・VO・当事者等の自由な話し合いの場—

地域の生活課題や「まちづくり」に関して「福祉」という言葉から導かれるキーワードをもとに討議を行う手法として「福祉の集い」や「ラウンドテーブル(円卓会議)」等があります。会場の演出や、少

人数にグループ分けするなど、一人ひとりの「まちづくり」に対する思いを自由に発言できる場とするを目的として開催します。



◆誰もが気軽に発言できる場となるよう、会場にもひと工夫!!

また、地域で活動している各種団体が地域の課題ごと(子育て支援、移動支援、障害者支援等)に集まり、話し合う「団体ヒアリング」という手法もあります。この場は話し合いの場という位置づけの他に、各団体同士のネットワークづくりのきっかけや社協、行政等の専門機関との連携が図れるという利点があります。

活動計画策定に向けては、この両者を有効的に使い分け、より多くの住民の声を聴き、参画を促していくことが重要なポイントだといえるでしょう。

中高生ワークショップ

—子どもたちのまちづくり参画の場—

重層的なニーズ把握を行う上でぜひ取り入れたいのが「中高生ワークショップ」です。次代の地域を担っていく子どもたちがどのような意識を持って地域や福祉に関わっていくのか、子どもたちの視点からの意見を集約する上で貴重な機会となります。地域の自慢できるところや問題点についてのフリートークや「これから、このまちにずっと住み続けたいか」といったQ&Aなど、アイスブレイクを交えながら進めるとより効果的です。この場は幅広い世代層がまちづくりに参画する場づくりにもつながっています。



◆策定委員や社協職員も参加し、「まちづくり」について語る

今こそ計画づくりに着手を!

—「地域の福祉力」向上が

地域福祉推進の決め球

活動計画の策定は、「地域の福祉力」を高めていくエッセンスがたくさん詰まった、「社協活動の集大成」といえる活動です。

「地域」をベースに様々な取り組みへの期待が高まる中、今こそ社協が本来の活動原則に立ち返り、計画策定に取り組んでいくことは、今後の地域福祉を進めていくうえで極めて重要です。

本会では昨年度から総勢15名の職員による「活動計画策定促進プロジェクト」が本格的に始動しています。

市町村社協と県社協がともに社協の存続をかけ、連携・協働し、住民主体のもと、活動計画づくりを通じた「地域の福祉力」向上を図っていくことが、最優先であると考えます。

〈文責：岡山県社協・地域福祉活動計画策定促進プロジェクト班〉



知！福祉ワード

地域福祉活動計画と地域福祉計画

◆「地域福祉活動計画」(社協)と「市町村地域福祉計画」(行政)の定義

▶地域福祉活動計画(社協)について

地域福祉活動計画(社協)とは、「市町村社協の呼びかけのもと、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO団体、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互協力して策定する民間の行動計画です。その特徴として、計画策定のプロセスを重視する視点があります。住民座談会や当事者団体ヒアリングなど、多様な住民参画のもとで、住民・当事者の「声」を聞く場を幅広く展開し、地域課題を発見・共有するなかで、その解決策を住民(地域)自らが、行政・専門職と連携して、計画化していく、文字通り『住民による地域福祉の行動計画』(アクションプラン)」です。

▶市町村地域福祉計画(行政)について

行政として、地域福祉の重要な構成要素である「組織活動」(地域組織化・福祉組織化)をどう計画的に推進していくのかを明記した計画であり、行政としての今後の公私協働のあり方を示す計画ともいえます。今日、各種の福祉計画(高齢・障がい・児童)で求められている「地域の福祉力」を高めていく行政施策として、その策定が求められており、平成15年4月に法制化されています。

社会福祉法 第107条

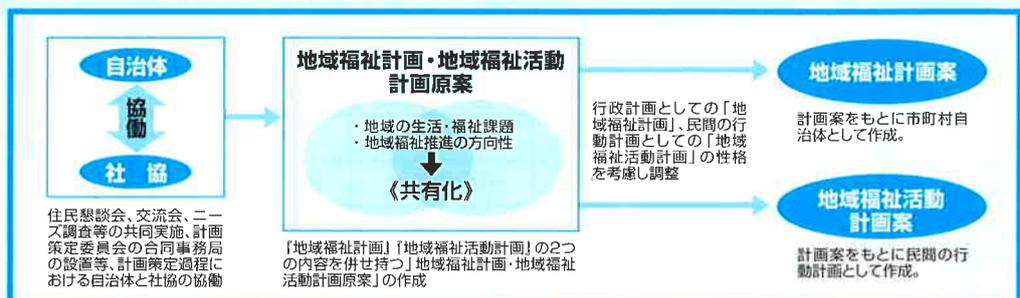
市町村は地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(地域福祉計画)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

◆「地域福祉活動計画」と「市町村地域福祉計画」の一体的策定の視点

上記の両計画の大目標は、共に地域福祉の推進を目指すものです。また、多様な住民参画や策定プロセスを重視するなかで、「地域の福祉力」の向上を目指す点も大きな共通点といえます。したがって、地域課題の把握を協働で行い、策定過程を共有するなど、行政と社協が車の両輪となって協働し、一体的に策定することが、住民参画・公私協働の「福祉のまちづくり」の実現に向けた重要な視点といえます。

【参考】地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の考え方



【参考資料:「地域福祉活動計画策定指針」/全社協 発行】